

令和 8 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人はなたま

1 事業実施の方針

介護サービスの需要が急速に高まる一方、介護職員の不足は深刻な問題である。又、人手不足に起因する介護サービスの質の低下も懸念されている。法人としてどのような労働環境を作り出し、働きやすい職場を提供することができるか。

更に、日増しに高まっていく、利用者のニーズの充足は、介護サービスのみでは図れなくなっている。その現状を理解し、医療との緊密な連携、様々なサービスを組み合わせた介護サービスの提供を行うという 2 点を引き続き当法人の重要課題として継続して対策を行い改善する必要がある。そこで 2027 年度より訪問看護事業部を設立し、当法人内で医療のサービス提供の確保をしていこうと考える。現に当法人のサービスをご利用いただいているご高齢者に関しても、同じように訪問リハビリや訪問看護の需要は高い。そこで連携を取りながら、介護・医療のサービス提供の円滑な履行を目標とし、新たに訪問看護事業部の立ち上げと円滑な運営を目標とする。

① 介護労働力の確保（継続）

介護保険使用に至らない老人大学会員は、すでに、デイサービスにおける各種使役や講座の補助、バス旅行実施の際の介護職員補助等でボランティア稼働を行っている。いずれは介護を受ける側になっていく団塊世代の活用も一部実施している。地元大学の介護専攻学生や地元の特別支援学校ボランティア参加も受け入れながら、介護労働力の確保に努めていきます。

介護職員不足の対策として職員への処遇の改善を目指し、働きやすい労働環境の整備を目指す。

また外国人人材の登用に向けて現在準備をしているような状態である。2027 年より外国人

材を実際に現場で雇用するための受入体制を現在整えている。

② 介護労働力の強化

現状の介護労働力に加え、既存スタッフの介護技術向上に向けた取り組みにも力を入れてきました。しかし地域他施設を含め人員不足の問題が深刻化してきている。当法人も同じような状況下であり、今後の課題である。当法人においても前年度と比較しても、その傾向が強くなっている。日本人労働力の不足も影響している。改善策を早急に検討する。

③ 健康寿命の延伸

老人大学での取り組みを通し、健康な体と心を維持する目的を第一に掲げ、社会参加活動の機会を増幅させた。今後も地域ボランティアとの交流を大切にしていく。

④ 受入れ住環境の整備

高齢者世帯や独居高齢者家庭が急増している。この傾向は今後もさらに続くものと考えられる。令和2年に住宅型有料老人ホームは20床の施設を開設した。しかし、施設介護の需要を考えれば、近隣の施設での床数も増加傾向にあるが、まだ不足していると認識しているため、今後の事業計画も含め、施設介護を展開し、地域のニーズに応えていきたいと考える。前年度に開設した施設も安定的に稼働している状態を今年度は作ることが出来た。次年度も継続して安定的な介護サービスを提供できるよう努める。

⑤ 多様な事業主体等とのより密な連携

御嵩町、美濃加茂市、社会福祉法人、協同組合、他のNPO法人、ボランティア組織とのより緊密な連携により、高齢者の在宅生活を支えるため努力していく。

医療と介護間での緻密な連携を図り、総合的なサービス提供を目指す。

⑥ 居宅介護支援事業所の強化

来期の課題としては、居宅介護支援事業所の強化とする。ここ数年当事業所の受入数が減少傾向にあるため、その強化を図り、地域との繋がりを増加させることを目標とする。

⑦ 訪問看護事業部の設立

2027年1月を目標に訪問看護・訪問リハビリの事業所の立ち上げを目標とする。当法人内でも

需要の高いサービスを法人内で提供することができるよう円滑に設立準備を目指していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
老人 大学	花見の会 法人バス等による送迎、観桜	A 4月1日1 3:00~15: 30に実施 B 御嵩町 B&G 南 山公園 C 3人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 7人	420 (含むカウンセ リング事業)
老人 大学	桜茶づくり (調理師の指導による)	A 4月15日 13:00~1 4:00に実施 B 法人デイス ビス C 4人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 一般 E 10人	
老人 大学	花植え (デイサービス職員による)	A 5月6日1 3:00~15: 30に実施 B 老人大学畑 C 5人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 一般 E 8人	
老人 大学	ちらし寿司ガーデン (デイサービス職員による)	A 5月20日1 1:00~15: 00に実施 B 法人芝地 C 従事者 3人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 7人	
老人 大学	お茶会 (デイサービス職員による)	A 6月3日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス ビス C 従事者 4人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 10人	
老人 大学	折り紙講座 講師 元教員 保育師	A 6月17日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス ビス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 一般 E 9人	

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
老人 大学	高齢者向け健康体操 講師 デイサービス職員	A 7月1日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者5人	D 老人大学 会員 デイスサービ ス利用者 E 12人	
老人 大学	カラオケ大会 アド バイス 今井理事 ※感染症対策の観点より中止	A 7月22日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 人	D 老人大学 会員 デイスサービ ス利用者 一般 E 人	
老人 大学	お茶会 交流会・お茶会	A 8月5日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイスサービ ス利用者 一般 E 12人	
老人 大学	BBQ・交流会 BBQでの交流会・お食事を 通じての社会的交流の場を設 定。 ※感染症対策の観点より中止	A 8月26日1 2:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 人	D 老人大学 会員 デイスサービ ス利用者 一般 E 人	
老人 大学	講座(相続相談・税務相談) 講師 税理士	A 9月2日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 3人	D 老人大学 会員 デイスサービ ス利用者 一般 E 10人	
老人 大学	紅葉見学(送迎時のバス移 動) (送迎スタッフによる)	A 10月28日 13:00~1 5:00に実施 B 御嵩町 C 従事者 3人	D 老人大学 会員 デイスサービ ス利用者 E 12人	
老人 大学	健康講座 (健 康維持の為の食事管理) 講師 調理士・栄養管理士 ※感染症対策の観点より中止	A 11月11日 13:00~1 5:00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 人	D 老人大学 会員 デイスサービ ス利用者 E 人	
老人 大学	老人大学花壇整理とパンジー の植え付け (デイス サービス職員による)	A 11月25日 13:00~1 5:00に実施 B 老人大学花壇 C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイスサービ ス利用者 E 11人	

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
老人大学	講座（機能訓練の重要性とその理解） 講師 居宅ケアマネージャー	A 12月2日13:00～15:00に実施 B 法人デイサービス C 従事者 4人	D 老人大学 会員 一般 デイサービス利用者 E 12人	
老人大学	作品展 理事・一般の投票により優秀作品を表彰 ※感染症対策の観点より中止	A 12月9日13:00～15:00に実施 B 法人デイサービス C 従事者 人	D 老人大学 会員 デイサービス利用者 E 人	
老人大学	お茶会 交流会・お茶会	A 12月16日13:00～15:00に実施 B 法人デイサービス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイサービス利用者 E 10人	
老人大学	クリスマス会 (参加者全員による飾り付けとカラオケ・ビンゴの催し) デイサービス職員による	A 12月24日13:00～15:00に実施 B 法人デイサービス C 従事者 7人	D 老人大学 会員 デイサービス利用者 E 13人	
老人大学	自分史の制作 講師 元教員 新聞社OB ※感染症対策の観点より中止	A 1月13日13:00～15:00に実施 B 法人デイサービス C 従事者 人	D 老人大学 会員 デイサービス利用者 一般 E 人	
老人大学	自分史の制作 講師 元教員 新聞社OB ※感染症対策の観点より中止	A 2月10日13:00～15:00に実施 B 法人デイサービス C 従事者 人	D 老人大学 会員 デイサービス利用者 一般 E 人	
老人大学	感染症についての講座 講師 元看護師	A 2月24日13:00～15:00に実施 B 法人デイサービス C 従事者 4人	D 老人大学 会員 デイサービス利用者 E 13人	
老人大学	農業実習 (春に備えた土作り) 講師 JA営農指導員	A 3月3日13:00～15:00に実施 B 老人大学畑 C 従事者 3人	D 老人大学 会員 デイサービス利用者 E 6人	

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
老人 大学	ビンゴ大会 (参加者全員による飾り付け とビンゴの催し)	A 3月17日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス ービス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイスービス 利用者 E 11人	
老人 大学	講座 (震災時の為の備え) 事務局職員による	A 3月24日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス ービス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイスービス 利用者 一般 E 10人	
老人 大学	健康ストレッチ 触れ合い交流 茶話会 ※新型コロナウイルス感染拡 大防止の観点より中止の日が あり	A 原則偶数週水曜日 13:00~1 5:00に実施 B 老人大学囲炉裏サ ロン C 従事者 2人	D 老人大学会員 E 1人×8回 =8人	
地域の中高齢 者に対するカ ウンセリング 事業	囲炉裏サロンカウセ リング 健康相談 相続 消費生活 貸借問題 近所付き合い 嫁・子供・妻との関係等につ いてカウンセリング	A 随時 B 囲炉裏サロン個室 デイスービス相談 室 利用者宅 C 従事者 2~3人	D 相談者及び家 族 E 12回12人	
地域の中高齢 者に対する介 護移送サー ビス事業、一般 乗用旅客自動 車運送事業 (患者等輸送 事業)	介護タクシーはなたま 患者等の通院、入退院に伴う 送迎と乗降介助、買い物時の 送迎等介護移送サービスを運 営 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2 の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 3人	D 自力移送困難 者 E 延べ500	5,553
地域の中高齢 者に対する介 護保険法によ る訪問介護事 業及び介護予 防・日常生活 支援総合事業 (第1号訪問 事業)	ヘルパーステーション はなたま 利用者の身体介護(入浴、着 替え、おむつ替え)及び生活 援助(掃除、洗濯、食事、薬 の受取り等)を実施 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 20人	D 介護保険対象 者等 E 延べ9,80 0人	7,740

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
地域の中高齢者に対する介護保険法による通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）	デイサービスはなたま 食事、入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を実施 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 年末年始の5日間 (12/30～ 1/3)を除く 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 10人	D 介護保険対象 者等 E 延べ2,430人	32,355
地域の中高齢者に対する介護保険法による短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業	ショートステイ はなたま 短期入所者に対し、日常生活の介護や機能訓練を行いながら、快適な施設生活を送ってもらえるよう運営 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 23人	D 介護保険対象 者等 E 延べ9,000人	106,203
地域の中高齢者に対する介護保険法による居宅介護支援事業	居宅介護支援事業 要介護者が適切に居宅介護支援サービスが利用できるよう、介護支援専門員がサポート 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 4人	D 介護保険対象 者等 E 延べ780人	7,456
地域の中高齢者に対する介護保険法による住宅型有料老人ホーム事業	住宅型有料老人ホーム はなたま・はなたま八百津 入居者に対し、日常生活の介護等を行いながら、快適な施設生活を送ってもらえるよう運営 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 30人	D 介護保険対象 者等 E 延べ650人	139,490
地域の中高齢者に対する介護保険法による訪問看護事業及び健康保険法に基づく訪問看護事業並びに医療の確保に関する法律に基づく訪問看護事業	訪問看護事業及び訪問リハビリ事業 在宅及び住宅型有料老人ホームの入居者に対し、主治医の指示に基づいた医療ケアや日常生活の支援を実施 従業員研修 別紙1 信認従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従業者 5人	D 介護保険対象 者・医療保険対 象者等 E 延べ750人	3,345

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
合計				302,562

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
なし			

令和 9 年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人はなたま

1 事業実施の方針

介護サービスの需要が急速に高まる一方、介護職員の不足は深刻な問題である。又、人手不足に起因する介護サービスの質の低下も懸念されている。法人としてどのような労働環境を作り出し、働きやすい職場を提供することができるか。

更に、日増しに高まっていく、利用者のニーズの充足は、介護サービスのみでは図れなくなっている。その現状を理解し、医療との緊密な連携、様々なサービスを組み合わせた介護サービスの提供を行うという 2 点を引き続き当法人の重要課題として継続して対策を行い改善する必要がある。そこで 2027 年度より訪問看護事業部を設立し、当法人内で医療のサービス提供の確保をしていこうと考える。現に当法人のサービスをご利用いただいているご高齢者に関しても、同じように訪問リハビリや訪問看護の需要は高い。そこで連携を取りながら、介護・医療のサービス提供の円滑な履行を目標とし、2027 年 1 月より立ち上げた訪問看護事業の事業規模の拡大と健全な運営体制を目指す。

① 介護労働力の確保（継続）

介護保険使用に至らない老人大学会員は、すでに、デイサービスにおける各種使役や講座の補助、バス旅行実施の際の介護職員補助等でボランティア稼働を行っている。いずれは介護を受ける側になっていく団塊世代の活用も一部実施している。地元大学の介護専攻学生や地元の特別支援学校ボランティア参加も受け入れながら、介護労働力の確保に努めていきます。

介護職員不足の対策として職員への処遇の改善を目指し、働きやすい労働環境の整備を目指す。

また外国人人材の登用に向けて現在準備をしているような状態である。2027 年より外国人人材を実際に現場で雇用するための受入体制を現在整えている。

② 介護労働力の強化

現状の介護労働力に加え、既存スタッフの介護技術向上に向けた取り組みにも力を入れてきました。しかし地域他施設を含め人員不足の問題が深刻化してきている。当法人も同じような状況下であり、今後の課題である。当法人においても前年度と比較しても、その傾向が強くなっている。日本人労働力の不足も影響している。改善策を早急に検討する。

③ 健康寿命の延伸

老人大学での取り組みを通し、健康な体と心を維持する目的を第一に掲げ、社会参加活動の機会を増幅させた。今後も地域ボランティアとの交流を大切にしていく。

④ 受入れ住環境の整備

高齢者世帯や独居高齢者家庭が急増している。この傾向は今後もさらに続くものと考えられる。令和2年に住宅型有料老人ホームは20床の施設を開設した。しかし、施設介護の需要を考えれば、近隣の施設での床数も増加傾向にあるが、まだ不足していると認識しているため、今後の事業計画も含め、施設介護を展開し、地域のニーズに応えていきたいと考える。前年度に開設した施設も安定的に稼働している状態を今年度は作ることが出来た。次年度も継続して安定的な介護サービスを提供できるよう努める。

⑤ 多様な事業主体等とのより密な連携

御嵩町、美濃加茂市、社会福祉法人、協同組合、他のNPO法人、ボランティア組織とのより緊密な連携により、高齢者の在宅生活を支えるため努力していく。

医療と介護間での緻密な連携を図り、総合的なサービス提供を目指す。

⑥ 居宅介護支援事業所の強化

来期の課題としては、居宅介護支援事業所の強化とする。ここ数年当事業所の受入数が減少傾向にあるため、その強化を図り、地域との繋がりを増加させることを目標とする。

⑦ 訪問看護事業部の継続的な運営

2027 年 1 月を目標に訪問看護・訪問リハビリの事業所の立ち上げを行う。令和 9 年度の目標としては、外部への訪問看護事業の確立と事業規模拡大に伴う人材の安定的な雇用を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
老人 大学	花見の会 法人バス等による送迎、観桜	A 4月7日1 3:00~15: 30に実施 B 御嵩町 B&G 南 山公園 C 3人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 7人	420 (含むカウンセ リング事業)
老人 大学	桜茶づくり (調理師の指導による)	A 4月21日 13:00~1 4:00に実施 B 法人デイス ービス C 4人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 一般 E 10人	
老人 大学	花植え (デイサービス職員による)	A 5月5日1 3:00~15: 30に実施 B 老人大学畑 C 5人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 一般 E 8人	
老人 大学	ちらし寿司ガーデン (デイサービス職員による)	A 5月19日1 1:00~15: 00に実施 B 法人芝地 C 従事者 3人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 7人	
老人 大学	お茶会 (デイサービス職員による)	A 6月2日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス ービス C 従事者 4人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 10人	
老人 大学	折り紙講座 講師 元教員 保育師	A 6月16日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス ービス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 一般 E 9人	

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
老人 大学	高齢者向け健康体操 講師 デイサービス職員	A 6月30日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者5人	D 老人大学 会員 デイスサー ビス利用 者 E 12人	
老人 大学	カラオケ大会 アド バイス 今井理事 ※感染症対策の観点より中止	A 7月14日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 人	D 老人大学 会員 デイスサー ビス利用 者 一般 E 人	
老人 大学	お茶会 交流会・お茶会	A 8月4日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイスサー ビス利用 者 一般 E 12人	
老人 大学	BBQ・交流会 BBQでの交流会・お食事会を 通じての社会的交流の場を設 定。 ※感染症対策の観点より中止	A 8月25日1 2:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 人	D 老人大学 会員 デイスサー ビス利用 者 一般 E 人	
老人 大学	講座(相続相談・税務相談) 講師 税理士	A 9月1日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 3人	D 老人大学 会員 デイスサー ビス利用 者 一般 E 10人	
老人 大学	紅葉見学(送迎時のバス移 動) (送迎スタッフによる)	A 10月20日 13:00~1 5:00に実施 B 御嵩町 C 従事者 3人	D 老人大学 会員 デイスサー ビス利用 者 E 12人	
老人 大学	健康講座 (健 康維持の為の食事管理) 講師 調理士・栄養管理士 ※感染症対策の観点より中止	A 11月10日 13:00~1 5:00に実施 B 法人デイス サービス C 従事者 人	D 老人大学 会員 デイスサー ビス利用 者 E 人	
老人 大学	老人大学花壇整理とパンジー の植え付け (デイス サービス職員による)	A 11月24日 13:00~1 5:00に実施 B 老人大学花壇 C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイスサー ビス利用 者 E 11人	

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
老人 大学	講座（機能訓練の重要性とそ の理解） 講師 居宅ケアマネージャー	A 12月1日1 3：00～15： 00に実施 B 法人デイサー ビス C 従事者 4人	D 老人大学 会員 一般 E 12人	
老人 大学	作 品 展 理事・一般の投票により優秀 作品を表彰	A 12月8日1 3：00～15： 00に実施 B 法人デイサー ビス C 従事者 3人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 11人	
老人 大学	お茶会 交流会・お茶会	A 12月15日 13：00～1 5：00に実施 B 法人デイサー ビス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 10人	
老人 大学	クリスマス会 (参加者全員による飾り付け とカラオケ・ビンゴの催し) デイサービス職員による	A 12月24日 13：00～1 5：00に実施 B 法人デイサー ビス C 従事者 7人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 13人	
老人 大学	自分史の制作 講師 元教員 新聞社OB	A 1月13日1 3：00～15： 00に実施 B 法人デイサー ビス C 従事者 4人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 一般 E 10人	
老人 大学	自分史の制作 講師 元教員 新聞社OB	A 2月9日1 3：00～15： 00に実施 B 法人デイサー ビス C 従事者 4人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 一般 E 8人	
老人 大学	感染症についての講座 講師 元看護師	A 2月23日1 3：00～15： 00に実施 B 法人デイサー ビス C 従事者 4人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 13人	
老人 大学	農業実習 (春に備えた土作り) 講師 JA営農指導員	A 3月1日1 3：00～15： 00に実施 B 老人大学畑 C 従事者 3人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 6人	

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
老人 大学	ビンゴ大会 (参加者全員による飾り付け とビンゴの催し)	A 3月15日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイサー ビス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 E 11人	
老人 大学	講座 (震災時の為の備え) 事務局職員による	A 3月24日1 3:00~15: 00に実施 B 法人デイサー ビス C 従事者 5人	D 老人大学 会員 デイサービス 利用者 一般 E 10人	
老人 大学	健康ストレッチ 触れ合い交流 茶話会 ※新型コロナウイルス感染拡 大防止の観点より中止の日が あり	A 原則偶数週水曜日 13:00~1 5:00に実施 B 老人大学囲炉裏サ ロン C 従事者 2人	D 老人大学会員 E 1人×8回 =8人	
地域の中高齢 者に対するカ ウンセリング 事業	囲炉裏サロンカウセ リング 健康相談 相続 消費生活 貸借問題 近所付き合い 嫁・子供・妻との関係等につ いてカウンセリング	A 随時 B 囲炉裏サロン個室 デイサービス相談 室 利用者宅 C 従事者 2~3人	D 相談者及び家 族 E 12回12人	
地域の中高齢 者に対する介 護移送サー ビス事業、一般 乗用旅客自動 車運送事業 (患者等輸送 事業)	介護タクシーはなたま 患者等の通院、入退院に伴う 送迎と乗降介助、買い物時の 送迎等介護移送サービスを運 営 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2 の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 3人	D 自力移送困難 者 E 延べ500	5,553
地域の中高齢 者に対する介 護保険法によ る訪問介護事 業及び介護予 防・日常生活 支援総合事業 (第1号訪問 事業)	ヘルパーステーション はなたま 利用者の身体介護(入浴、着 替え、おむつ替え)及び生活 援助(掃除、洗濯、食事、薬 の受取り等)を実施 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 20人	D 介護保険対象 者等 E 延べ9,80 0人	7,740

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
地域の中高齢者に対する介護保険法による通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）	デイサービスはなたま 食事、入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を実施 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 年末年始の5日間 (12/30～ 1/3)を除く 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 10人	D 介護保険対象 者等 E 延べ2,430人	32,355
地域の中高齢者に対する介護保険法による短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業	ショートステイ はなたま 短期入所者に対し、日常生活の介護や機能訓練を行いながら、快適な施設生活を送ってもらえるよう運営 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 23人	D 介護保険対象 者等 E 延べ9,000人	106,203
地域の中高齢者に対する介護保険法による居宅介護支援事業	居宅介護支援事業 要介護者が適切に居宅介護支援サービスが利用できるよう、介護支援専門員がサポート 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 4人	D 介護保険対象 者等 E 延べ780人	7,456
地域の中高齢者に対する介護保険法による住宅型有料老人ホーム事業	住宅型有料老人ホーム はなたま・はなたま八百津 入居者に対し、日常生活の介護等を行いながら、快適な施設生活を送ってもらえるよう運営 従業員研修 別紙1 新任従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従事者 30人	D 介護保険対象 者等 E 延べ650人	139,490
地域の中高齢者に対する介護保険法による訪問看護事業及び健康保険法に基づく訪問看護事業並びに医療の確保に関する法律に基づく訪問看護事業	訪問看護事業及び訪問リハビリ事業 在宅及び住宅型有料老人ホームの入居者に対し、主治医の指示に基づいた医療ケアや日常生活の支援を実施 従業員研修 別紙1 信認従業員採用時教育 別紙2の通り	A 毎日 B 可児・加茂郡市一 円 C 従業者 6人	D 介護保険対象 者・医療保険対象 者等 E 延べ3,000人	16,374

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
合計				315,591

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
なし			

令和 8 年度特定非営利活動に係る事業活動予算書

令和8年4月1日～令和 9 年3月31日

特定非営利活動法人はなたま

(単位：円)

科 目 ・ 摘 要	金 額	合 計
I 経常収益		
1 財産運用収益		
利息収益	¥21, 836	
雑収益	¥8, 742, 337	
受取配当金	¥200	
		¥8, 764, 373
2 特別利益		
固定資産売却益	¥1, 670, 119	
		¥1, 670, 119
3 事業収益		
老人大学	¥0	
カウンセリング事業	¥0	
囲炉裏カウンセリング負担金	¥0	
介護移送サービス事業	¥990, 760	
訪問介護事業	¥106, 391, 936	
通所介護(ディサービス)事業	¥32, 725, 463	
ショートステイ	¥121, 028, 269	
居宅介護支援事業	¥7, 143, 864	
有料老人ホーム牧野事業	¥29, 214, 395	
有料老人ホーム八百津事業	¥47, 550, 191	
訪問看護・訪問リハビリ	¥2, 550, 000	
		¥347, 594, 878
当期収益合計 (A)		¥358, 029, 370
経常収益合計 (B)		¥358, 029, 370
II 経常費用		
1 事業費		
人件費	¥156, 493, 819	
給与手当	¥0	
福利厚生費	¥14, 587, 852	
法定福利費		
人件費計		¥171, 081, 671
その他経費		
食材費	¥26, 441, 694	
賃借料	¥7, 323, 226	
保険料	¥755, 840	
修繕維持費	¥3, 557, 881	
消耗品費	¥13, 445, 738	
水道光熱費	¥15, 400, 736	
交際接待費	¥0	
旅費交通費	¥2, 270, 327	
通信費	¥279, 645	
租税公課	¥0	
研修費	¥24, 400	

	雑費	¥1,346,469		
	老人大学関連費	¥0		
	減価償却費	¥2,377,932		
	地代家賃	¥58,260,000		
	その他経費計		¥131,483,888	
	合計			¥302,565,559
	事業費合計			¥302,565,559
2	管理費			
	人件費			
	役員報酬	¥7,200,000		
	給与手当	¥18,024,800		
	法定福利費	¥3,911,294		
	福利厚生費	¥1,439,280		
	賞与	¥650,000		
	人件費計		¥31,225,374	
	その他経費			
	通信費	¥3,185,929		
	旅費交通費	¥313,015		
	交際接待費	¥545,435		
	会議費	¥616,188		
	水道光熱費	¥245,115		
	消耗品費	¥1,144,078		
	租税公費	¥2,355,820		
	支払手数料	¥858,751		
	諸会費	¥0		
	地代家賃	¥4,560,000		
	賃借料	¥802,960		
	修繕維持費	¥116,524		
	事務用消耗費	¥1,098,673		
	減価償却費	¥464,917		
	保険料	¥1,558,210		
	雑費	¥2,067,471		
	その他経費計		¥19,933,086	
	管理費合計			¥51,158,460
3	その他支出			
	支払利息割引料	¥785,347		
	固定資産売却益	¥0		
	その他特別損失	¥0		
	固定資産除去損	¥0		
	法人税等	¥175,384		
	その他支出計			¥960,731
	当期支出合計 (C)			¥354,684,750
	当期正味財産増減額 (A) - (C)			¥3,344,620
	次期繰越正味財産額 (B) - (C)			

令和9年度特定非営利活動に係る事業活動予算書

令和9年4月1日～令和10年3月31日

特定非営利活動法人はなたま

(単位:円)

科目・摘要		金額	合計
Ⅰ 経常収益			
1 財産運用収益			
利息収益	¥21,836		
雑収益	¥6,570,946		
受取配当金	¥200		
		¥6,592,982	
2 特別利益			
固定資産売却益	¥0		
		¥0	
3 事業収益			
老人大学	¥0		
カウンスリング事業	¥0		
囲炉裏カウンスリング負担金	¥0		
介護移送サービス事業	¥984,563		
訪問介護事業	¥121,205,330		
通所介護(ディサービス)事業	¥34,356,488		
ショートステイ	¥122,020,534		
居宅介護支援事業	¥12,456,337		
有料老人ホーム牧野事業	¥31,402,563		
有料老人ホーム八百津事業	¥49,563,745		
訪問看護・訪問リハビリ	¥18,000,000		
		¥389,989,560	
当期収益合計(A)			¥396,582,542
経常収益合計(B)			¥396,582,542
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
人件費	給与手当	¥164,593,819	
	福利厚生費	¥0	
	法定福利費	¥15,047,852	
	人件費計		¥179,641,671
その他経費			
	食材費	¥26,441,694	
	賃借料	¥10,243,226	
	保険料	¥890,840	
	修繕維持費	¥3,677,881	
	消耗品費	¥13,895,738	
	水道光熱費	¥15,400,736	
	交際接待費	¥0	
	旅費交通費	¥2,520,327	
	通信費	¥279,645	
	租税公課	¥0	
	研修費	¥114,400	

雑費	¥1,490,469		
老人大学関連費	¥0		
減価償却費	¥2,377,932		
地代家賃	¥58,620,000		
その他経費計		¥135,952,888	
合計			¥315,594,559
事業費合計			¥315,594,559
2 管理費			
人件費			
役員報酬	¥7,200,000		
給与手当	¥18,024,800		
法定福利費	¥3,911,294		
福利厚生費	¥1,439,280		
人件費計		¥30,575,374	
その他経費			
通信費	¥4,185,600		
旅費交通費	¥313,015		
交際接待費	¥545,435		
会議費	¥800,000		
水道光熱費	¥245,115		
消耗品費	¥1,350,000		
租税公費	¥2,355,820		
支払手数料	¥958,453		
諸会費	¥0		
地代家賃	¥4,560,000		
賃借料	¥802,960		
修繕維持費	¥116,524		
事務用消耗費	¥1,200,000		
減価償却費	¥464,917		
保険料	¥1,800,000		
雑費	¥3,500,000		
その他経費計		¥23,197,839	
管理費合計			¥53,773,213
3 その他支出			
支払利息割引料	¥785,347		
固定資産売却益	¥0		
その他特別損失	¥0		
固定資産除去損	¥0		
法人税等	¥175,384		
その他支出計			¥960,731
当期支出合計 (C)			¥370,328,503
当期正味財産増減額 (A) - (C)			¥26,254,039
次期繰越正味財産額 (B) - (C)			

定 款

平成17年11月4日 設立認証
平成18年2月28日 認証
平成22年9月29日 認証
平成25年10月31日 認証
平成26年9月18日 認証
平成29年5月17日 認証
令和元年10月9日 認証
令和 年 月 日 認証

特定非営利活動法人 はなたま

「特定非営利活動法人 はなたま」定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 はなたま という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を 岐阜県可児郡御嵩町中1431番地1 に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第3条 この法人は、地域の中高齢者に対して、個々の生涯学習を目的とする勉強会、地域相互扶助を目的とするカウンセリングの開催、中高齢者に対する送迎・介護に関する事業を行い、地域の文化活動・社会生活・地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①老人大学の開講
- ②地域の中高齢者に対するカウンセリング事業
- ③地域の中高齢者に対する介護移送サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）
- ④地域の中高齢者に対する介護保険法による訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号訪問事業）
- ⑤地域の中高齢者に対する介護保険法による通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）
- ⑥地域の中高齢者に対する介護保険法による短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業
- ⑦地域の中高齢者に対する介護保険法による居宅介護支援事業
- ⑧住宅型有料老人ホーム
- ⑨地域の中高齢者に対する介護保険法による訪問看護事業及び健康保険法に基づく訪問看護事業
- ⑩地域の高齢者の医療の確保に関する法律に基づく訪問看護事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対しその旨を通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員、顧問及び職員

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 8人以上 12人以下
- (2) 監事 1人以上 2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐しその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。
- 6 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事長に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

特定非営利活動法人 はなたま 定款

(任期等)

第16条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年
- (2) 監事 2年

2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その会員に対しその旨を通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務、報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって返還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

特定非営利活動法人 はなたま 定款

第25条 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、定款に特別の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 代理人が代理することができる正会員の数は、1人とする。

4 第2項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第2項及び第52条の適用については、総会に出席したものと見なす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、総会で選任された議事録署名人2名がこれに署名、押印しなければならない。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催の日時及び場所

(3) 正会員の総数及びその出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(6) 議事録署名人の選任に関すること。

第6章 理 事 会

(構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

特定非営利活動法人 はなたま 定款

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた 順位にしたがい、他の理事が招集する。
- 5 前条の請求をした理事は、請求をした日から14日以内に理事会を招集しなければならない。又会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会においては、理事長がその議長となる。

(議決等)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 理事は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(委員会)

第40条 この法人は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事会が別に規約で定める。

第7章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

特定非営利活動法人 はなたま 定款

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

特定非営利活動法人 はなたま 定款

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会において定めた団体に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、岐阜新聞に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 平井三千男
副理事長 安藤芳子
専務理事 奥西利喜
理事 奥田俊昭
理事 可児正則
理事 木村吉孝
理事 鈴木栄子
理事 棚橋雅世
理事 平井敏子
理事 以勢紀美男
理事 岩本一雄
監事 荒川紀美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成18年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、設立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 入会金 10,000円
- (2) 年会費 12,000円

賛助会員

- (1) 入会金 10,000円

特定非営利活動法人 はなたま 定款

(2) 年会費 1口 12,000円

附則

平成18年2月28日から施行する。

平成22年9月29日から施行する。

平成25年10月31日から施行する。

平成26年9月18日から施行する。

この定款の変更は、平成29年5月17日から施行する。

この定款の変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

この定款の変更は、令和元年10月9日から施行する。

この定款の変更は、令和 年 月 日から施行する。